

令和 4 年

第 9 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 4 年 9 月 26 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 雅 美	9 番 鈴 木 洋 有
2 番 青 木 貞 治	1 0 番 吉 川 正
3 番 二 宮 賢 一	1 1 番 添 田 政 夫
5 番 古 正 輝 子	1 2 番 加 藤 正 和
6 番 平 原 則 子	
7 番 竹 内 欣 也	1 5 番 近 藤 剛 司
8 番 石 井 雅 浩	1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

1 3 番 柳 田 孝

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 山 口 信 彦
書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定
について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和4年第9回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、13番柳田孝より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、3番二宮賢一委員と5番古正輝子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第22号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。

事務局 《議案第22号1番を朗読・説明》

書記 議案第22号1番の内容につきましては、議案書1ページの公共下水道工事に伴う重機等の駐車場として使用するための一時転用許可の1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

なお、9月9日に馬場地区担当の近藤委員及び事務局1名が現地確認を行なっています。

議長 議案第22号1番につきましては現地調査をお願いした馬場地区担当の近藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（近藤） 15番の近藤です。議案第22号1番の農地について、9月9日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、一時的に駐車場として使用されますが、工事完了後は速やかに農地復

元を行なうため、転用することによる周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、周辺農地に影響はないとのことです。

それでは、議案第 22 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので、議案第 22 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 22 号 1 番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定」につきましては、3 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 ページをご覧ください。

大磯町長より令和 4 年 9 月 16 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第 23 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 23 号 1 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

当該農地は運動公園に近接する畑で長い間、耕作放棄地となっていました。今回、大磯町に参入済みの法人が営農拡大のために借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、9 月 9 日に馬場地区担当の近藤委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした馬場地区担当の近藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15 番委員（近藤） 15 番の近藤です。議案第 23 号 1 番の農地について、9 月 9 日に私と事務局 1 名で現地確認を行いました。

当該農地は、長い間、耕作放棄地となっていました。法人が借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことですよ。

議長 では、議案第 23 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 23 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 23 号 1 番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」につきましては、議案書 4 ページの 2 件でございます。場所につきましては総会資料の 3 ページから 5 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 1 号 1 番と 2 番を朗読》

書記 まず最初に、報告第 1 号 1 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。場所につきましては、総会資料の 3 ページと 4 ページをご覧ください。

なお、8 月 23 日に中丸・馬場地区担当の吉川（正）委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第 1 号 1 番につきましては現地調査をお願いした中丸・馬場地区担当の吉川（正）委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10 番委員（吉川） 10 番の吉川です。報告第 1 号 1 番の農地について、8 月 23 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の梅畑 1 筆と農家の敷地内にある露地畑 2 筆ですが、すべ

ての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、次に報告第1号2番について説明をお願いします。

書記 報告第1号2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

なお、9月9日に月京地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした月京地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番の竹内です。報告第1号2番の農地について、9月9日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑ですが、きちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号2番を終わりにします。以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号1番「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号1番「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書5ページの1件でございます。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 当該農地について、農振農用地が含まれていて、それ以外にも白地などと記載されていますが、これらは全て市街化調整区域ですか。

事務局 全て市街化調整区域です。市街化調整区域の中に農業振興地域があり、その中にいわゆる農用地である青地と、農用地以外の白地と呼ばれる農地があります。

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号1番「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号1番「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の6ページと7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号1番と2番「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。なお、1番と2番は農地の借り手が同一法人なので、まとめて報告をお願いします。

書記 報告第4号1番と2番「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましては、議案書7ページの2件でございます。

事務局

《報告第4号1番と2番を朗読》

書記 報告第4号1番と2番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 合意解約の理由は何でしょうか。

事務局 農地を借りていた法人が解散したためです。

委員 当該法人がこれまでに借りていた土地は今回解約した農地のみですか。

事務局 いいえ。以前には農地中間管理機構を通じて借りていた土地もありましたが、それらは昨年度に合意解約が済んでいます。

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和4年第9回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時5分)